

# 伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会

（情報公開一答申第 10 号）

◆諮問第 10 号（情報公開） 平成 24 年 3 月伊勢崎市污水处理基本計画策定に係る検討委員会議の  
議事録の一部を公開することとする決定に係る異議申立てについて

様式第 20 号（第 16 条関係）

伊情個審答申第 10 号  
平成 27 年 10 月 16 日

伊勢崎市長 様

伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 根 岸 慎 一

行政情報の一部を公開することとする決定に係る異議申立てについて（答申）

平成 27 年 3 月 4 日付け伊下整第 177-4 号で諮問のありました下記の異議申立てに係る事件について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 諮問番号 諮問第 10 号（情報公開）
- 2 事件名 平成 24 年 3 月伊勢崎市汚水処理基本計画策定に係る検討委員会の議事録の一部を公開することとする決定に係る異議申立てについて

## 答 申 書

### 第 1 審査会の結論

本異議申立てに係る事件（以下「本異議申立事件」という。）の対象となった行政情報については、結論として、伊勢崎市長（以下「実施機関」という。）が異議申立人である〇〇〇〇氏（以下「異議申立人」という。）に対して行った行政情報の部分公開決定（以下「本件処分」という。）について、非公開とした部分のうち、「議事録の発言委員名」については公開すべきであるが、「議事録署名人の印影」については非公開が妥当である。

### 第 2 異議申立ての趣旨及び経緯

- 1 平成 27 年 1 月 22 日付けで異議申立人は、実施機関に対して、伊勢崎市情報公開条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 17 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により「平成 24 年 3 月伊勢崎市汚水処理基本計画策定に係る検討委員会の議事録」（以下「議事録」という。）について、行政情報の公開請求（以下「公開請求」という。）を行い、実施機関は、同日付けで当該開示請求を受け付けた。
- 2 平成 27 年 1 月 27 日付けで実施機関は、異議申立人の行った公開請求に対して、議事録の一部が条例第 7 条第 1 項第 4 号及び第 7 号に該当するとして、「議事録の発言委員名」及び「議事録署名人の印影」（以下「非公開情報」という。）を非公開とする本件処分を行い、異議申立人に通知した。
- 3 平成 27 年 2 月 6 日付けで異議申立人は、実施機関に対して、本件処分は条例の解釈及び運用を誤ったもので、違法な処分であることから、「本件処分を取り消すとの決定を求める」との趣旨で行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により実施機関に対し異議申立て（以下「異議申立て」という。）を行い、同日、実施機関は、これを受け付けた。

### 第 3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、行政情報公開決定等理由説明書及び審査会における口頭理由説明により、本件処分の理由について、次のように説明している。

#### 1 伊勢崎市汚水処理基本計画検討委員会について

##### (1) 設置目的

本市における汚水処理の安定の確保及び向上の促進に関する施策を推進する基本的な計画である汚水処理基本計画の原案の作成に関する事項について、協議及び検討を行い、その結果を市長に提言するものである。

##### (2) 検討委員

伊勢崎市汚水処理基本計画検討委員会設置要綱に基づき、学識経験者を有する者 2 人、関

係事業団体を代表する者5人、公共的団体を代表する者3人、及び関係行政機関の職員3人の計13人で構成されるものである。

## 2 関係事業団体について

関係事業団体は、汚水処理の関連団体であり、下水道工事を受注している群馬県建設業協会伊勢崎支部、浄化槽の設置等を実施している群馬県浄化槽協会及び同伊勢崎支部、また宅内の排水設備工事を受け持つ伊勢崎管工設備協同組合と、下水道以外のインフラ整備を実施している伊勢崎ガス㈱である。

## 3 本異議申立事件における公開決定等の理由について

本件処分理由は、次のとおりである。

### (1) 「伊勢崎市汚水処理基本計画検討委員会議事録」の発言委員名の部分

市の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、発言委員名を公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあり、また、事業者に関する情報が含まれることから特定のものに不当に不利益を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第1項第7号に該当する情報であると判断したものである。

具体的には、今回の検討委員会においては、関係事業団体を代表する者に委員を委嘱しているが、この中には、浄化槽の設置や宅内排水設備等の工事を、直接市民から請け負っている事業者が含まれている。発言内容により今後の事業活動に支障を及ぼすことがないように、発言委員名を非公開とし、率直な意見の交換が不当に損なわれることがないようにしたものである。

また、関係事業団体にはガス事業者の代表者もおり、事業者の立場としての意見や今後の計画について発言している。自由な経済活動を保障し、事業に関する情報の公開により不利益を与えることを防止するという観点から委員の発言が特定されないよう発言委員名については、非公開とすることと決定した。

### (2) 「伊勢崎市汚水処理基本計画検討委員会議事録」の議事録署名人の印影

伊勢崎市汚水処理基本計画検討委員会のうち、2名の議事録署名人が当該委員会の議事録に署名及び捺印をしている。このうち印影については、議事録署名人である委員個人に係る印影であり、公にすることにより、今後、財産の保護又は犯罪の予防その他の公共の安全秩序に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第1項第4号に該当する情報であると判断したものである。

## 4 検討委員の公務の該当性

関係事業団体を代表する者に囑託しており、事業団体の代表としての立場から意見を求められていることから、公務に該当しないと考えられる。

## 第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人は、異議申立書において、本件処分は違法であり、条例の解釈及び運用を誤ったものであるため、本件処分を取り消すべきである旨の主張をしている。

### 1 主張の内容

異議申立書及び意見書による異議申立人の主張の内容は、概ね次のとおりである。

- (1) 「伊勢崎市汚水処理基本計画検討委員会議事録」のうち発言委員名を非公開とした決定は、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとは言えないので、公開しないのは違法である。
- (2) 伊勢崎市汚水処理基本計画検討委員会の委員が、発言することは公務に当たると言えるので、発言委員名を公開するべきである。
- (3) 国の審議会等では、会議自体が公開で行われているものが多くあり、本件処分が正当であるとすると、これらの審議会において委員の率直な意見の交換が不当に損なわれていることになるが、実際には公開されることでより責任ある発言がなされている。
- (4) 国会や地方議会の質疑が公開されて不都合なことがあるのか。公開は民主主義の要だと思う。
- (5) 上記(1)から(4)までのことから、本件処分の取り消しを求めて本異議申立てに及んだものである。

## 第5 審査会の判断の理由

審査会は、異議申立人が上記第2異議申立書の趣旨及び経緯の3項で「本件処分を取り消すとの決定を求める」趣旨から、実施機関が非公開情報を非公開とした妥当性について審査した結果、以下のとおり判断する。

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「行政情報の公開を請求する市民の権利を保障することにより、行政運営の公開性の向上を図り、もって市政の諸活動を市民に説明する責務を果たすとともに、地方自治の本旨に即した市政の進展に寄与する」ことを目的として制定されたものであり、情報公開制度を通じて、市民が積極的に市政へ参加することを推進するとともに、市政に対する理解と信頼を深めることによって、開かれた市政の実現を目指すものである。

実施機関は、この目的に従い、市民から公開請求のあった行政情報を原則として公開しなければならない。しかしながら、実施機関の保有する行政情報の中には、公開することにより、個人のプライバシーを侵害したり、市政の公正かつ適切な運営を妨げ、ひいては市民全体の利益を損なうような情報も含まれているため、情報公開制度のもとにおいても、例外的に非公開とせざるを得ないものがある。この例外的に非公開とせざるを得ない情報を条例第7条第1項各号で個別具体的に定めているものである。

もとより、条例の解釈及び運用に当たっては、原則公開の趣旨を踏まえつつ、非公開情報の該当性について、事案の内容に則し、個別的かつ適切に判断されなければならないことはいうまでもない。

### 2 本件対象行政情報の構成について

本件対象行政情報は、当審査会が見分したところ、平成24年3月の伊勢崎市汚水処理基本計画策定に係る検討委員会に関する情報のうち、次に掲げるものである。

#### (1) 第1回 伊勢崎市汚水処理基本計画策定に係る検討委員会の議事録

平成23年10月27日(木)に開催された本件委員会の第1回の議事録であり、表紙、委員名簿、発言記録及び議事録署名人欄から構成されている。

(2) 第2回 伊勢崎市汚水処理基本計画策定に係る検討委員会の議事録

平成23年12月19日(月)に開催された本件委員会の第2回の議事録であり、表紙、委員名簿、発言記録及び議事録署名人欄から構成されている。

(3) 第3回 伊勢崎市汚水処理基本計画策定に係る検討委員会の議事録

平成24年2月22日(水)に開催された本件委員会の第3回の議事録であり、表紙、委員名簿、発言記録及び議事録署名人欄から構成されている。

(4) (1)~(3)の全てにおいて、発言記録には発言委員名及び発言内容が記載されており、議事録署名欄には議事録署名人の署名及び印影が記載されている。

### 3 本件異議申立事件の争点について

審査会は、実施機関が以下の理由により行った一部を公開することとする処分が条例に照らして妥当であると認められるか否かを審査した。

(1) 議事録の発言委員名

平成23年10月27日から平成24年2月22日の間に開催された「伊勢崎市汚水処理基本計画策定に係る検討委員会の議事録」(全3回)における発言記録の発言委員名の部分について、条例第7条第1項第7号を適用し、「公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある」ため、当該部分を公開しないこととしたもの。

(2) 議事録署名人の印影

上記議事録(全3回)における発言記録の議事録署名人欄の印影部分について、条例第7条第1項第4号に適用し、「公にすることにより、今後、財産の保護又は犯罪の予防その他の公共安全に支障を及ぼすおそれがある」ため、当該部分を公開しないこととしたもの。

### 4 本件処分の理由として適用した条例第7条第1項の該当性について

実施機関の説明及び異議申立人の主張を整理すると、本件対象行政情報の非公開情報のうち、議事録署名人の印影及び議事録の発言委員名について条例第7条第1項の非公開情報に該当するか否かが本異議申立事件の争点と考えられる。

そこで、当審査会としては、原則公開の趣旨のもと、本件非公開情報を公開することにより、実施機関が説明する「おそれ」が生じるか否かを審議し、本件非公開情報の条例第7条第1項第4号及び第7号の該当性について検討することとした。

(1) 条例第7条第1項第4号の解釈

条例第7条第1項第4号では、「公にすることにより、人の生命、健康、生活若しくは財産の保護又は犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」ものについて、非公開情報に該当するものとしている。

公共安全と秩序を維持することは、国民全体の基本的な利益を擁護するために国及び地方公共団体に課せられた重要な責務であり、情報公開制度においてもこれらの利益は十分に保護する必要がある。そこで、「人の生命、健康、生活若しくは財産の保護又は犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」と認めるに足りる相当の理由がある情報を非公開とし、その判断に当たっては、実施機関の裁量を尊重することとするものである。

この「財産の保護」とは、公共安全と秩序の維持の観点から、財産に被害をもたらした

り、市民の生活が平穩正常に営まれる状態が阻害されたりすることのないよう保護することをいい、個人の地位、名誉、自由等を含むものである。

次に「犯罪の予防」とは、刑事犯及び行政犯であることを問わず、犯罪の発生を未然に防止することをいう。犯罪を誘発するおそれのある情報も含まれる。なお、市民の防犯意識の啓発、防犯機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。

最後に「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、犯罪の捜査のほか、平穩な社会生活、社会の風紀その他の公共の秩序を維持することをいう。また、公にすることにより、財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報についても本号に含まれる。

## (2) 「議事録署名人の印影」の条例第7条第1項第4号の該当性

本件処分の理由として、条例第7条第1項第4号後段に規定する「おそれ」の該当性について検討することとする。

ア 本件検討委員会の委員13人のうち、2人が議事録署名人となっており、全3回の議事録全てにおいて、同一の委員が議事録署名人の捺印を行っており、その印影は当該委員が個人として使用する印影である。

そのため、当該印影が当該委員個人に関する手続き等に使用されることも想定され、印影の偽造等による犯罪の予防及び財産の保護等の必要性が認められるものである。

イ 上記のことから、「議事録署名人の印影」を公開した場合に予想される「おそれ」は、条例第7条第1項第4号の規定により保護する利益があるものと判断するものである。

## (3) 条例第7条第1項第7号の解釈

条例第7条第1項第7号では、「市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある」ものについて、非公開情報に該当するものとしている。

公開請求の対象となる行政情報の中には、実施機関等としての最終的な意思決定前の事項に関する情報が少なからず含まれていることになるが、このような情報を意思決定前であるということによって一律にすべて非公開とすることは、市がその諸活動を説明する責務を全うするという観点からは適当ではないので、これらの市の機関等の意思決定等への支障が看過し得ない程度である場合に限り、非公開とすることとしたものである。

この「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることで、外部からの圧力や干渉などの影響を受けることなどにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。例えば、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」としては、審議、検討等の場における発言内容が公になることにより、発言者やその家族に対して危害が及ぶことが危惧され、発言を抑制してしまうおそれが考えられる。この場合には、本項の第4号に規定する「公共の安全等に関する情報」に該当する可能性もある。

#### (4) 「議事録の発言委員名」の条例第7条第1項第7号の該当性

本件処分理由として、条例第7条第1項第7号後段に規定する「おそれ」の該当性について検討することとする。

ア 実施機関は、本件検討委員会の委員に、関係事業団体を代表する者を委嘱しており、浄化槽の設置や宅内排水設備等の工事を、直接市民から請け負っている事業者がこの中に含まれていることから、発言内容により今後の事業活動に支障を及ぼすとしている。そのため、発言委員名を公開することにより率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとしているが、本件議事録を見る限り、条例第7条第1項第7号の解釈にある外部からの圧力や干渉などの影響を受けるおそれが明らかであるとまでは断定できない。

イ また、本件検討委員会は平成23年10月27日から平成24年2月22日の間に3回開催され、その協議及び検討結果をまとめた提言書を平成24年3月に市長に提出しており、同月に伊勢崎市汚水処理基本計画が策定されている。この時点で本件検討委員会は所掌事務を終了しており、委員は任期を終えている。加えて、異議申立人が本件異議申立事件に係る行政情報の公開請求をした時点において、本件検討委員会の開催予定が無かったことから、当該委員の意見を交換する機会が想定されていない。

ウ 上記のことから、「議事録の発言委員名」を公開した場合に予想される「おそれ」は、条例第7条第1項第7号の規定により保護する利益があるとはいえないものと判断するものである。

#### (5) 条例第7条第1項の該当性の判断

上記(1)から(4)までのことから、本件処分理由として条例第7条第1項の該当性について次のとおり判断する。

ア 「議事録署名人の印影」については、条例第7条第1項第4号の理由に該当するものと判断する。

イ 「議事録の発言委員名」については、条例第7条第1項第7号の理由に該当しないものと判断する。

### 5 その他

当審査会は、実施機関が行った公開決定等に対して不服申立てがなされた場合において、その対象となる行政情報の全部又は一部が非公開情報に該当するか否かを条例の規定及び趣旨に照らしながら調査審議するものであることから、異議申立人のその余の主張については、本異議申立事件の調査審議の対象とはしなかった。

### 6 結論

以上のとおりであるから、本異議申立事件に対して当審査会は、上記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第6 調査審議の経過

当審査会における本異議申立事件に係る調査審議の経過は、別紙のとおりである。



(別紙)

審査会における調査審議の経過

年 月 日	審査会における手続	事務手続
平成 27 年 3 月 4 日		○ 実施機関から「諮問書」を受領
平成 27 年 3 月 6 日		○ 実施機関に「行政情報公開決定等理由説明書」の提出要求
平成 27 年 3 月 16 日		○ 実施機関から「行政情報公開決定等理由説明書」を受領
平成 27 年 3 月 23 日 (第 5 回審査会)	○ 審議 (経過報告)	
平成 27 年 3 月 25 日		○ 異議申立人に「行政情報公開決定等理由説明書」の写しを送付
平成 27 年 3 月 26 日		○ 異議申立人から「意見書」を受領
平成 27 年 3 月 27 日		○ 実施機関に「意見書」の写しを送付
平成 27 年 4 月 27 日 (第 1 回審査会)	○ 審議 (経過報告)	
平成 27 年 7 月 15 日 (第 2 回審査会)	○ 実施機関による口頭理由説明 ○ 審議	
平成 27 年 8 月 18 日 (第 3 回審査会)	○ 審議	
平成 27 年 9 月 28 日 (第 4 回審査会)	○ 審議	